

荒川将来像計画 2010

地区別計画

〔江戸川区〕

荒川の将来を考える協議会

まえがき

江戸川区の西部を流れる荒川は、明治末期の二度の大水害を契機に、洪水から首都圏を守るために掘られた人工の放水路です。

その建設から 100 年になります。今ではそのことを知らない方々も多くなりました。

現在、荒川下流部には多くの人口や資産が集中しており、特に、陸域の七割がゼロメートル地帯である江戸川区にとって、河川に求めるべき治水安全度は非常に高くなっています。

一方で、荒川は人工の河川とは思えないほど、ひとつの原風景としてすっかり地域に定着し、潤いある水辺空間として区民のみなさんに親しまれています。

荒川には様々な役割が期待されます。区民の生命と財産を水害から守ること、震災時の広域避難場所、川に育まれた豊かな自然を守り育てる場、都市化が進んだ区内にあって数少ない貴重な広場空間としてスポーツ・レクリエーションを楽しむ場、舟運路等、多面的な利・活用が求められています。

「荒川将来像計画」は荒川を「荒川らしさとは何か」という視点から、こうした複数の役割を調整し、荒川の将来の姿を提示したものです。この計画は荒川の下流部全体を対象として、目指すべき川づくりを示す全体構想と、沿川市区毎にまとめた地区別計画で構成されています。江戸川区の地区別計画については平成 8 年 4 月に策定されており、以降、この計画に基づき整備を進めてまいりました。

この度、将来像計画の策定から 10 年余が経過したことから、この間の社会情勢等の変化や現状の課題を整理し、それらへの対策や魅力をより向上させるための取り組み等をまとめた「推進計画」が新たに策定されました。

本地区別計画は、この「推進計画」を受け、荒川下流部の沿川自治体である 2 市 7 区と当該区間を管理している国土交通省荒川下流河川事務所で構成される「荒川の将来を考える協議会」、また関係する多くの方々との協議により改定を行ったものです。

今後も区民の皆さんと力を合わせて、安全で水と緑豊かな江戸川区の実現のため努力してまいります。

荒川の将来を考える協議会

江戸川区長

多田 正見

国土交通省荒川下流河川事務所長

波多野真樹

荒川将来像計画 2010 地区別計画〔江戸川区〕

目 次

1. 地区別計画とは	1
1.1 計画のねらい	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 検討体制	3
1.4 推進計画のあらまし	4
2. 荒川づくりの考え方	5
2.1 まちづくりの中での荒川の役割	5
2.2 川づくりの基本方針	7
2.3 災害に強い安全・安心を守る川づくり	8
2.3.1 堤防強化の推進	8
2.3.2 災害時における河川敷等の有効利用	8
2.3.3 地域における防災意識の向上	9
2.4 土地利用計画	10
2.5 ブロック別計画	13
2.5.1 現況土地利用	13
2.5.2 ブロック区分	14
2.5.3 ブロック計画	15
3. 荒川の維持・管理の考え方	30
3.1 基本的な考え方	30
3.1.1 管理計画策定の背景	30
3.1.2 管理上の課題	30
3.1.3 管理計画の手法	31
3.2 行政と区民の役割	32
3.2.1 国土交通省（河川管理者）が行う維持管理	32
3.2.2 江戸川区が行う維持管理	32
3.2.3 区民が行う維持管理	33
3.3 河川敷の管理計画	34
3.4 自らできる川づくり支援の仕組み	35
4. 計画の実施に向けて	36
4.1 推進の仕組み	36
4.2 計画の変更プロセス	37
4.3 計画書の周知	37

1. 地区別計画とは

第1章は、計画のねらい、位置づけ、検討体制、構成など、地区別計画のあらましを示すものです。特に、前回策定した地区計画との違いや推進計画との違いを分かりやすく解説しています。

1.1 計画のねらい

平成8年4月に策定された「荒川将来像計画」は、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取り組みをとりまとめたものです。荒川下流部は、この計画に基づき自然地と河川利用、治水のバランスのとれた魅力ある空間となるよう整備が進められています。整備を進めるにあたっては、「えどがわく・荒川市民会議」（以下、荒川市民会議という。）の議論を踏まえるとともに、沿川自治体の協力により親しみのある荒川づくりを進めているところです。

一方、策定より10年余りの年月が経過し、社会情勢等が変化してきた中で、河川敷の自然地への要望の増加や不法投棄や漂着によるゴミの増加、河川敷における迷惑行為の増加、などの新たな課題が顕在化しています。

このような背景の下、これまでに得た知見をもとに、荒川下流部における新たな課題に対応し、これらの解決とより魅力的な川とするため、「荒川将来像計画2010 推進計画」が平成22年7月に策定され、それに基づき「荒川将来像計画2010 地区別計画」を策定しました。



江戸川区を流れる荒川（2.5km～7.5km）

1.2 計画の位置づけ

「荒川将来像計画 2010」は、「推進計画」と沿川関係自治体別に策定される「地区別計画」で構成されます。

このうち、推進計画は、「荒川下流部全体の今後概ね 10 年後の望ましい姿」を示したものです。地区別計画は、この推進計画をふまえ、荒川下流部の沿川関係自治体である 2 市 7 区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市、戸田市）において、それぞれの地区における今後の 10 年間の川づくりの取り組みと今後の維持・管理の方針をまとめたものです。

また、これまでの 10 年余りの取り組みの結果として、自然地の保全・創出や多目的地の整備等が推進され、荒川の望ましい姿に近づきつつあります。本計画では、これまでの河川整備・保全の成果・効果を継続的に発現するため、維持・管理に重点を置き、市民との協働による河川管理を進めていきたいと考えております。

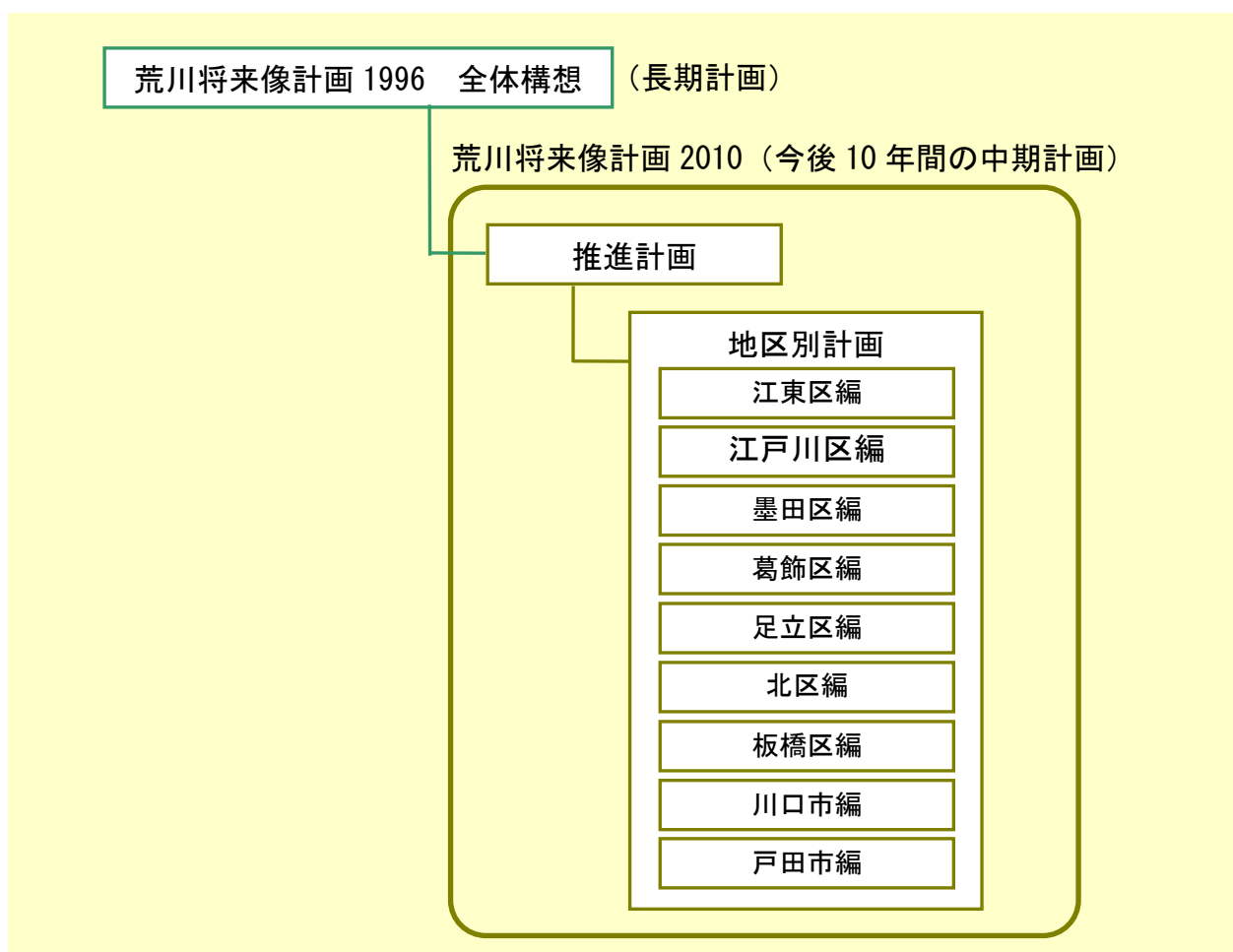


図 1 荒川将来像計画 2010 の構成

1.3 検討体制

地区別計画は自治体及び国により原案を作成した上で、荒川市民会議等において地域住民の意見聴取を行い、「荒川の将来を考える協議会」への案の提出・承認を得て策定します。

地区別計画策定後は、ブロック毎の計画の改善に向けて、フォローアップを行うものとし、必要に応じて内容の見直しを行っていきます。

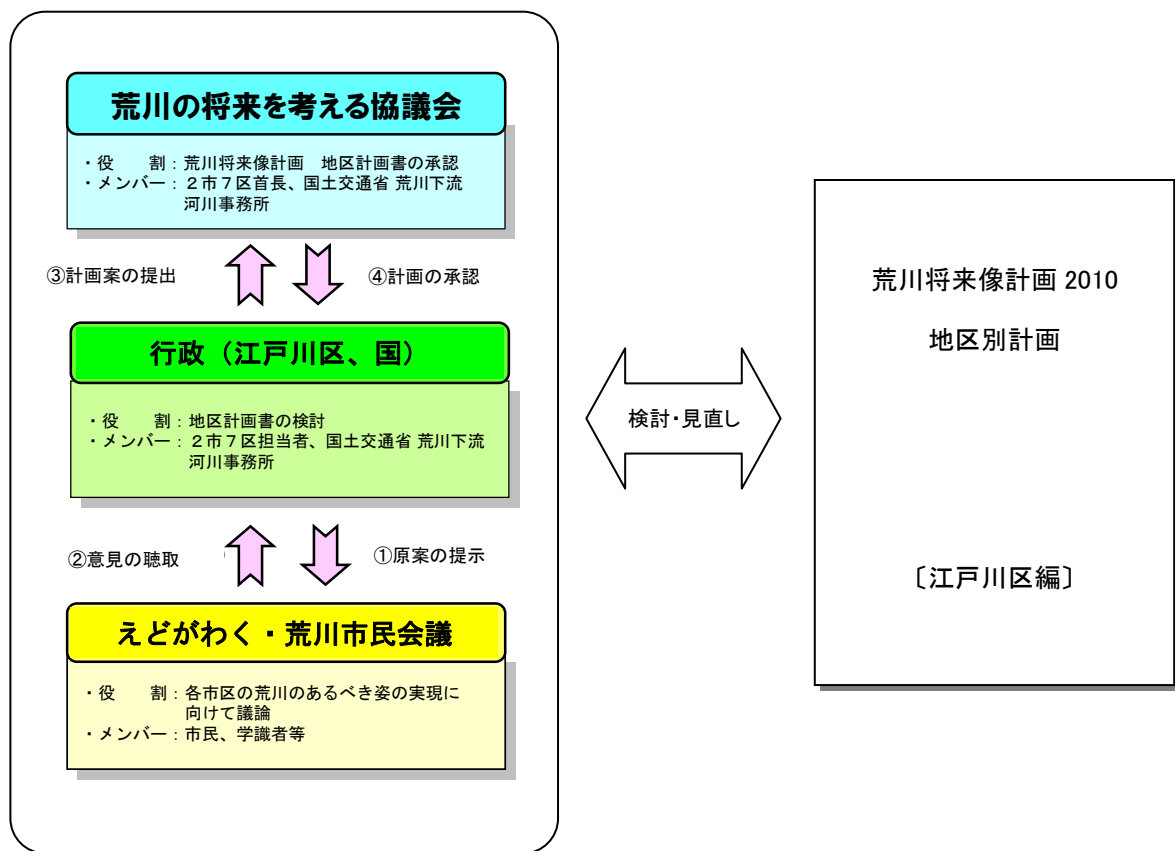


図2 荒川将来像計画 2010 地区別計画の検討体制

1.4 推進計画のあらまし

「荒川将来像計画 2010 推進計画」では、「放水路から川らしい水辺へ」をスローガンとして掲げ、治水・環境・利用の相互関係を大切にしたバランスのとれた川づくりの取り組みを3つの理念に基づいて進めていくものとします。

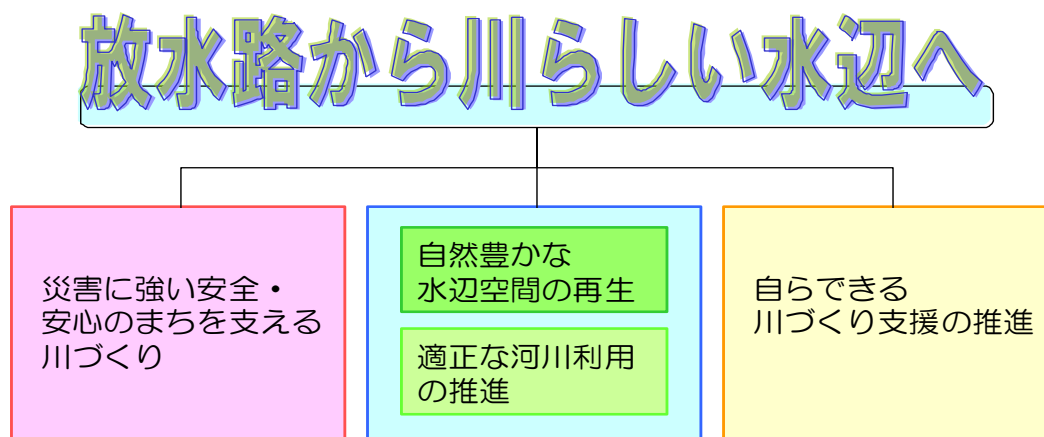


図3 荒川下流部の川づくりの基本理念

推進計画では、上記の基本理念をもとに以下の4つの取組みを推進していきます。

○ 災害に強い安全・安心を守る川づくり

- ・水害から地域住民の生命と財産を守る治水事業の推進
- ・地震時に対応した河川敷、河川を円滑に活用できる取組みの推進
- ・河川敷道路、緊急用船着場の確保と危機管理の推進

○ 自然豊かな水辺空間を再生する川づくり

- ・既存の自然地や新たな自然地の保全・創出
- ・水質を改善検討し、誰もが安全に親しめる水辺の創出

○ 適正な利用の推進と新たな魅力を創出する川づくり

- ・利用ルール作成による、誰もが気持ちよく過ごすことができる雰囲気づくり
- ・植樹や便益施設の設置基準の改善と治水安全上に配慮した植樹、ベンチの創出
- ・河川敷利用のゾーニングをベースとした多様な利用スペースの拡充

○ 自らできる川づくり支援を推進する川づくり

- ・現状の管理水準を維持し、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくための区民との協働による河川管理の推進

2. 荒川づくりの考え方

「荒川将来像計画地区計画書（平成8年）」は短期計画として概ね10年後の姿を示し、地域の人々の協力のもとに、その実現に取り組んで来ました。

策定後10数年が経過した今、その進捗を調査し、当初の計画との整合を確認するとともに、河川環境や河川利用への意識の変化などの社会情勢への対応を図ることが必要となっています。

このため地区別計画では、平成8年から平成21年にかけて整備された当初の計画の進捗状況と、その成果と課題を明らかにした上で、今後の望ましい姿をブロック別計画として示すものです。

以上を受け第2章では、これから概ね10年後の荒川下流部全体の望ましい姿を実現するための方針や土地利用計画、ブロック別の具体的な取り組みの内容を示します。

2.1 まちづくりの中での荒川の役割

〈江戸川区における荒川の様々な役割について〉

防災機能

- ・ 強固な治水機能

：スーパー堤防整備を含めたあらゆる堤防強化対策により、洪水や地震に強い「壊れない堤防」を実現し、水害時には避難できる高台として機能します。

- ・ 震災時の避難場所

：河川敷は隣接して整備された都立大島小松川公園と共に、東京都震災予防条例に基づき、大地震に伴って発生し得る大規模な市街地火災等において住民が避難するための広域避難場所として位置付けられています。

身近な自然空間

- ・ 自然体験や自然学習の場として「五色池」やワンド「下平井水辺の楽校」等がつくられ、植物や野鳥・蟹等の生物の観察会が実施されています。

- ・ 荒川は都市計画法に基づく都市施設「緑地」として都市計画決定もされており、自然地や水面も含めて市街地における広大な緑地空間として貴重な存在となっています。

スポーツ・レクリエーションの場として

【河川敷】

・管理用道路等

：散歩やジョギング、サイクリングが日常的に行われています。

・平井運動公園、小松川運動公園

：野球場、ソフトボール場、サッカー場、多目的広場等が整備され、様々なスポーツが行われています。

・大島小松川公園

：開放感のある広々とした広場、バーベキュー、アスレチック施設などが整備され、区民の憩いの場として、また、地域のイベントの場として利用されています。

・小松川千本桜

：スーパー堤防により整備されたオープンスペースを活用し、千本の桜が咲き誇る名所を整備しています。

区民による「小松川千本桜を愛する会」により施肥及び清掃活動が行われている他、「千本桜まつり」が実施されるなど地域に愛される場所となっています。

【水 面】

・荒川レガッタ

：水辺を活かした「水辺スポーツ振興」の一環として、東京都ボート協会を中心に江戸川区ボート協会、小松川平井地区連合町会、近隣中高等学校の協力により年に一回開催されています。

：平成25年に東京で開催される第68回国民体育大会のボート競技会場になっています。

都市活動を支える空間として

・平井水上バスステーション

：現在、不定期ながら水上バスや周遊船等の旅客の乗降に利用されており、荒川舟運の拠点となっています。

また、非常時には小松川、臨海の緊急用船着場と共に物資などの輸送拠点として機能します。

2.2 川づくりの基本方針

●コンセプト

災害に強く、豊かな干潟の自然が保全された親しみやすい水辺を創出します。

治水安全度を向上させ、災害時には避難場所として、また日常においては自然とふれあい、スポーツやレクリエーションを楽しむ場として、災害に強く身近なオアシスとして区民に親しまれる川にしていきます。

●基本方針

[治水安全度の向上]

- ・洪水に強く壊れない堤防とすることで、治水に対する安全性を向上させていきます。
 - スーパー堤防整備を含めたあらゆる堤防強化対策を推進します。

[豊かな自然環境の創出]

- ・河口部の広大な干潟を保全します。
 - 荒川で繁殖しているコチドリが左岸中堤で営巣しています。また、随所に来た干潟にはシギ、チドリ類が見られます。鳥類の生息環境を自然保全地として残していきます。
 - アカテガニ、トビハゼなどの汽水生物が永続的に生育できる環境を保全していきます。
 - イセウキヤガラ、クロモなど湿潤な環境を好む貴重な植生の生育環境を保全していきます。
 - 右岸上流部にも左岸の自然との調和を考慮した中小規模の自然保全地を創出し、生物の生息の場を広げて、より豊かな河口部の自然地とします。

[都市的利用・レクリエーション]

- ・「水辺豊かな、温もりのあるまち」に相応しい水辺の利用を図れるようにします。
 - 右岸の既占用区域内はグランドの利用を含め、多くの利用者に親しまれています。また、様々なイベントや行事が行われており、地域住民にとって、水辺は開放感にあふれた貴重なオープンスペースです。

これら地域に根差した利用形態を継続するとともに、自然環境との調和を図り、さらに海とつながる舟運によって水辺の利用を促進します。

→小松川再開発事業が行われている地域では、スーパー堤防整備により都市と一体となった水辺の利用に向けて千本桜の整備など新しい水辺の顔を創造します。

2.3 災害に強い安全・安心を守る川づくり

2.3.1 堤防強化の推進

三方を河川や海に囲まれ、陸域の七割がゼロメートル地帯である江戸川区は、地震や水害などの自然災害に脆弱な地勢にあり、これまでも様々な災害に見舞われてきました。先人はこれを克服すべく荒川放水路の開削など様々な取り組みを進めてきましたが、これからも災害に強い安全・安心のまちづくりをより一層推進することが不可欠な状況です。

そのために今、江戸川区が成すべきことは、スーパー堤防整備を含めたあらゆる堤防強化対策を推し進めていくことです。



2.3.2 災害時における河川敷等の有効利用

荒川の河川敷は、大地震に伴い発生し得る大規模な市街地火災等において、住民が避難するための広域避難場所として指定されています。

災害時の活用手段としては、緊急物資の輸送の拠点となる防災船着場や緊急用河川敷道路が整備されているほか、河川敷はヘリの離着陸や防災機関の活動拠点としての利用も想定されています。

こうした災害時の荒川の活用を円滑に行うことを目的として、荒川下流河川事務所が中心となり、江戸川区も参加しているワークショップにより活用計画の検討が進められています。今後は災害時の利用需要や優先性といった活用計画の課題を整理し、災害時の迅速な対応を目指します。



2.3.3 地域における防災意識の向上

防災力を高めるにはハードの整備と共に住民同士の連携、地域全体の防災意識を高める取り組みも必要です。現在、沿川地域の小松川平井地区連合町会及び環境をよくする小松川平井地区協議会の主催により、大島小松川公園にて「小松川平井地区総合防災訓練」が毎年実施されています。

このような活動の推進のため、防災訓練など沿川地域の防災活動の場として河川敷を利用していきます。



小松川平井地区総合防災訓練

2.4 土地利用計画

推進計画では、現状の河川敷利用状況をふまえながら、これから概ね 10 年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に「自然系ゾーン」「利用系ゾーン」の 2 つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととされています。

「自然系ゾーン」は主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていくゾーン、「利用系ゾーン」は主にスポーツグラウンドや公園・緑地等の適切な利用を図っていくゾーンとします。

江戸川区地区別計画では、このゾーニングに基づき、現況の土地利用と今後の基本方針をふまえ、下表で示した区分に従って水際を含むゾーン内の詳細な土地利用区分を設定しました。

表 1 江戸川区における土地利用区分

推進計画 ゾーニング	土地利用区分		目 的	利用例
自然系ゾーン 利用系ゾーン	自然保全地		現存する自然環境を保全する	モニタリング調査
	自然利用地		市民が自然環境に親しむ	環境教育、自然観察、釣り、散策、草摘み、虫取り
	多目的地		多目的に利用	散策、ピクニック、野球、サッカー以外のスポーツ等
	土砂仮置き場		治水整備に伴う土砂の仮置き場として利用する	河川工事の施工用地
	利用施設	各種競技場	特定のスポーツを行う	野球、サッカー等
		その他	スポーツ以外の特定の目的で使用	駐車場、船着場、緊急用河川敷道路等

また、荒川下流部の水辺の横断形状を「干潟タイプ」「湿地化タイプ」「親水タイプ」および治水上の観点から「直壁護岸タイプ」の4タイプを設定しました。

干潟やワンド等のエリアでは、必要に応じて水辺に沿った散策路兼管理用通路や堤防側から水辺に近づくための通路の整備を行います。

表 2 荒川下流における水辺整備のタイプ

タイプ名		内 容
A	干潟タイプ	干潟の保全・整備を行う
B	湿地化タイプ	湿地やワンドの保全・整備を行う
C	親水タイプ	河川敷のグラウンドや広場利用とあわせて親水護岸を維持・整備する
D	直壁護岸タイプ	治水上の重要箇所や改変が難しい箇所で、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持する



船堀橋～小松川橋付近の護岸（3.5km～5.0km 付近）

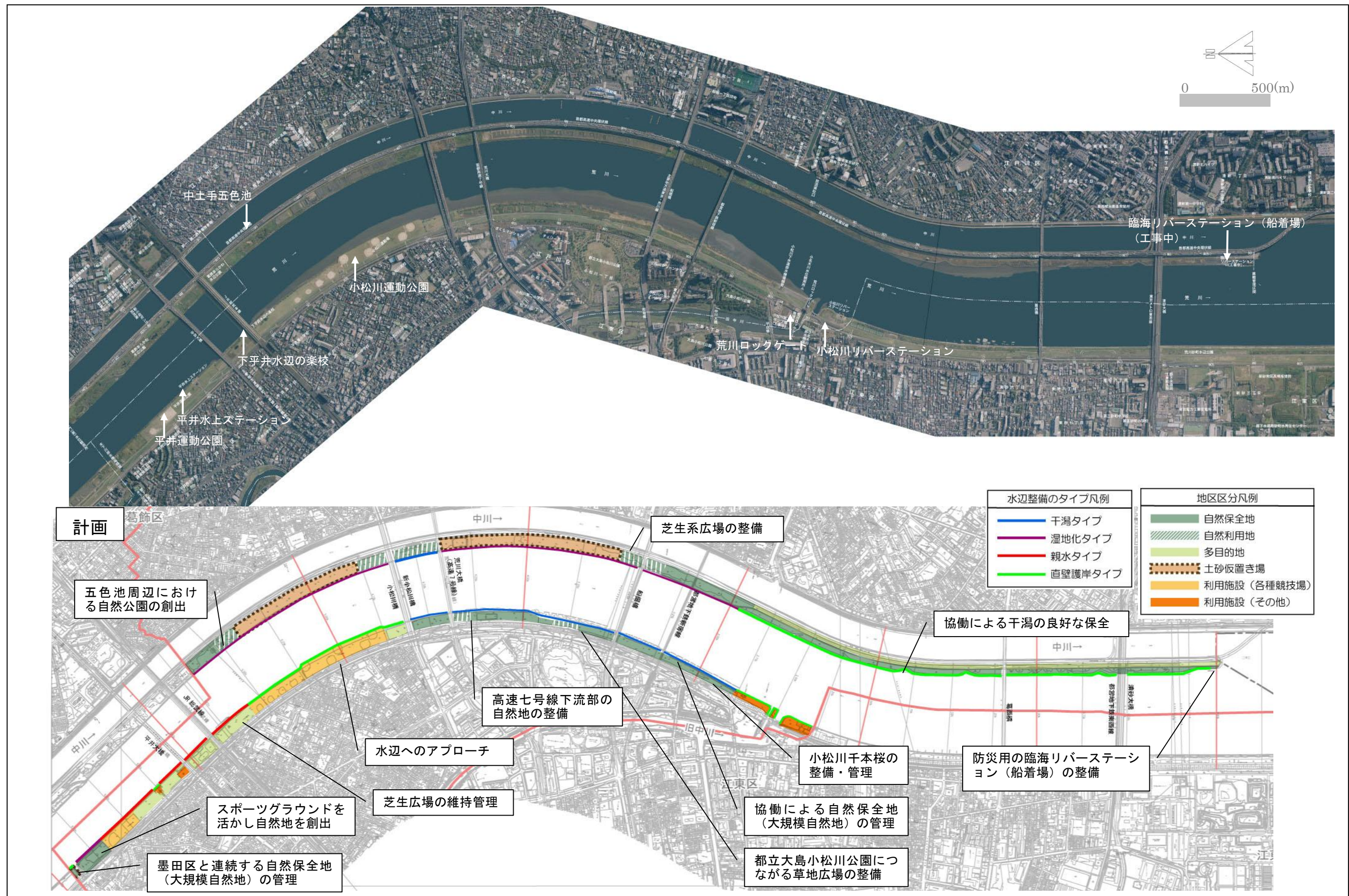


図 4 江戸川区土地利用計画図

2.5 ブロック別計画

川づくりの基本方針及び土地利用計画を受けて、河川に近接する地域の特性に応じて区分されたブロック毎の整備の考え方を示します。

2.5.1 現況土地利用

江戸川区の荒川河川敷は、河口 0.0km～6.9km に位置しており、その低水路幅は約 300m です。河川敷、干潟の面積は、約 96ha であり、その内訳は自然地が約 59ha、グラウンドや公園・緑地等の利用地が約 24ha、土砂仮置き場が約 13ha となっています。

表 3 現況土地利用（平成 20 年度末）

土地利用項目	面積(ha)
自然地	33.52
干潟(自然地)	25.73
多目的地	7.77
利用施設	16.27
土砂仮置き場	12.72
計	96.01

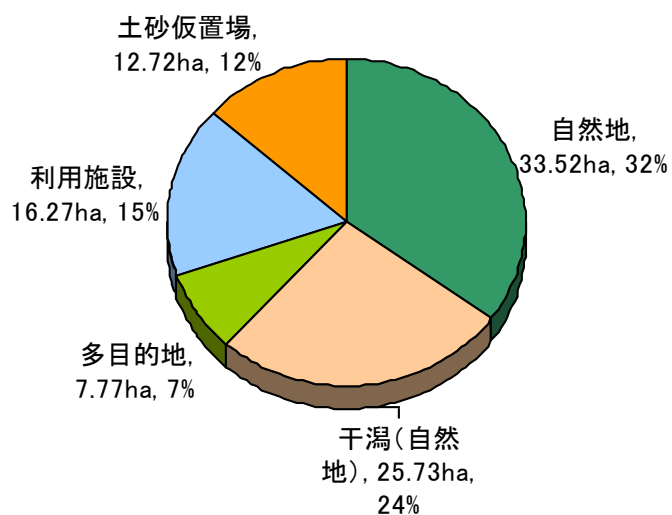


図 5 現況土地利用（平成 20 年度末）



自然地



干 潟



土砂仮置き場



利用施設・多目的地

2.5.2 ブロック区分

推進計画の基本方針や河川に近接する地域の立地特性を踏まえ、本地区の整備にあたってのブロック区分を行うと下図のとおりとなります。

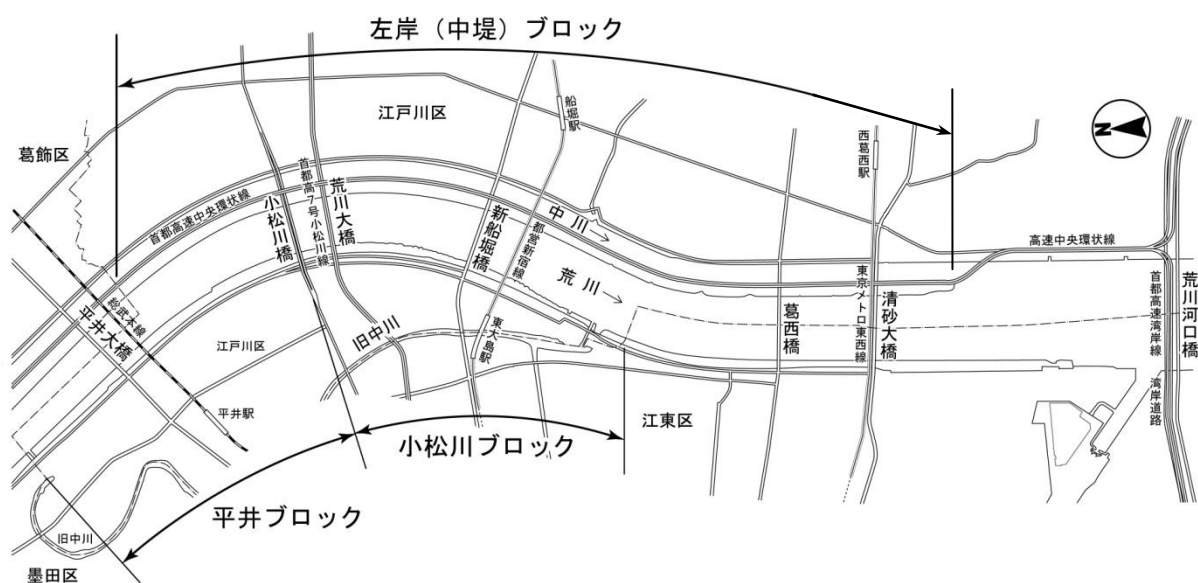


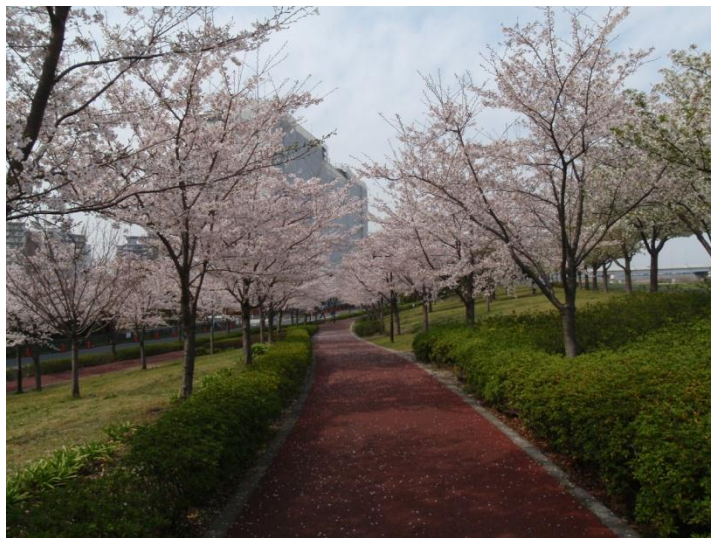
図 6 江戸川区におけるブロック区分



左岸（中堤）ブロック



平井ブロック



小松川ブロック

2.5.3 ブロック計画

(1) 小松川ブロック

1) ブロックの概況

○位置

：本ブロックは、荒川右岸の小名木川排水機場から京葉道路（小松川橋）までの2.3 kmの区間です。江戸川区の大半は荒川と江戸川に挟まれた地域に位置するので、荒川右岸の本ブロックは区内でも独特の位置にあるといえます。

○荒川へのアプローチ

：堤内地と河川敷とは堤防と道路で隔てられていますが、スーパー堤防及び小松川千本桜の整備によって造られた緩傾斜堤防や園路から容易にアクセスすることができます。また、都営新宿線東大島駅が近いことから、河川敷を利用しやすい場所となっています。

○周辺土地利用

：スーパー堤防の整備と市街地再開発事業が進められています。船堀橋付近の東大島周辺は高層の住宅棟をはじめ、都営新宿線東大島駅一帯を含め高密度な市街地を形成しています。

○地域と荒川との関わり

：スーパー堤防整備にあわせて小松川千本桜の整備を進めており、再開発事業により整備された都立大島小松川公園と共に憩いの空間として親しまれています。毎年春には地元の町会、自治会、商店会等で構成される「小松川千本桜を愛する会」主催により小松川千本桜まつりも行われています。

：災害時に荒川を復旧資機材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備されており、普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに活用されています。

：ブロック最下流には荒川と旧中川を結ぶ水閘門「荒川ロックゲート」が建設され、隅田川まで続く舟運路として船の通行に利用されています。

2) これまでの成果

〈これまでの成果〉

- ・治水対策及び景観整備として、「スーパー堤防化、堤防の緩傾斜化及び緑化桜堤整備」及び「防災拠点として中央公園と河川敷がスーパー堤防化により一体化」、小松川リバーステーションの設置により「緊急用船着場の整備」、荒川ロックゲートの完成により「水閘門の整備」、自然度の向上として「ヨシ原の創出」「干潟の拡幅」「大規模自然地の整備」が、進められました。
- ・防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。
- ・「芝生系広場」「多目的スポーツ広場」「防災センターの建設」「駐車場及び斜路の新設」、「マリーナ」は未整備となっています。

〈取り組み課題〉

- ・干潟に設置された木工枕床の裏側にゴミが溜まりやすく定期的な清掃が必要です。また、ヨシ原で水際へのアクセスが困難な状態になっています。



小松川ブロック付近の荒川（2.5km～5.0km）



進捗状況凡例

- 実現
- ほぼ実現
- 未実施

※国の管理施設は対象外
○堤防
○緊急用河川敷道路
○水際線（護岸）

中川→

小松川リバーステーション

荒川ロックゲート

ほぼ実現（小松川千本桜・散策の小径は整備・管理を進める。）

未実施（芝生系広場（防災））

未実施（芝生系広場・多目的スポーツ広場）

※進捗状況図で示す「実施」「ほぼ実施」の範囲は、現状利用状況で示す範囲として示した。

17

3) ブロック別計画

〈ブロックの目標・整備方針〉

- ・再開発事業及びスーパー堤防事業による整備により、景観が良く親水性が高い地域特性を生かした水辺空間を創出します。
- ・京葉道路（新小松川橋）から新大橋通り（船堀橋）までの河川敷については、自然地の創出を図ると共に、人々が集まる拠点となっている公園等に隣接する部分を多目的に利用できる広場として整備します。
- ・新大橋通り（船堀橋）から荒川ロックゲートまでの河川敷は自然保全地と位置付け、上流部から続く干潟やヨシ原を良好に保全すると共に、河口部ならではの自然の創出を図ります。

〈ブロックの取り組み内容（目標年次：概ね10年後を目指します）〉

- ・スーパー堤防の整備に合わせて小松川千本桜の整備を進めていきます。
- ・高速七号線（荒川大橋）下流は、一部土砂仮置き場として活用されていますが、今後は草地広場などの自然利用地や自然保全地としていきます。都立大島小松川公園前の小松川千本桜に接する河川敷については、草地広場を整備します。
- ・ヨシ原を部分的に刈り、水際へのアクセスを向上させてゴミを拾い易くするなど、区民との協働により干潟やヨシ原の保全を図ります。



スーパー堤防と小松川千本桜



干潟とヨシ原

●ブロック別計画



(整備及び利活用内容)

①自然保全地及び草地広場

- ・高速七号線の下流部は現在土砂利仮置き場であるが、今後は草地広場などの自然利用地や自然保全地とする。



②自然保全地及び草地広場

- ・都立大島小松川公園につながる広場として草地広場を整備、その他は自然保全地とする。



③自然保全地の管理

- ・自然保全地では行政と区民との協働により良好な維持管理を行うため、ヨシ原を部分的に刈り取り、水際へのアクセスを向上させる。



④ロックゲート付近の整備

- ・小松川第二ポンプ所の建設(平成 37 年予定)に合わせた整備計画を策定する。
- ・水面の高さが異なる荒川と旧中川を船が通航するための施設として、荒川ロックゲートがこのブロックに整備されている。



図 9 ブロック別整備及び利活用計画（小松川ブロック）

(2) 平井ブロック

1) ブロックの概況

○位置

：本ブロックは、荒川右岸の京葉道路（小松川橋）から木下川排水機場までの2.3 kmの区間で、江戸川区の最西端に位置します。荒川放水路の開削により区他の地域からは独立した地勢にあり、荒川右岸の本ブロックは小松川ブロックと共に区内では独特の位置にあるといえます。

○荒川へのアプローチ

：堤内地と河川敷とは堤防と道路により隔てられています。荒川へは既設の斜路や階段によりアクセスすることができます。

○周辺土地利用

：戸建て住宅、集合住宅、工場などが混在して密集する市街地となっており、まとまった緑地・公園が少ない地域です。

○地域と荒川との関わり

：河川敷に整備された平井運動公園、小松川運動公園には野球場、サッカー場、多目的広場などが整備され、年間13万人もの利用者がいるほか、年間を通じて様々な行事やイベントが行われています。また、花畑など植栽も豊富に行われており、散策する人々の憩いの空間となっています。

：蔵前橋通り（平井大橋）の上流部には水上バスステーションが整備され、水上バスの運航などに利用されています。

：ＪＲ総武線の下流部の水辺に造られたワンドでは「下平井水辺の楽校」の活動により、子供たちによる自然観察やゴミ拾い等が行われています。子供たちが楽しみながら自然を尊び全ての生命を愛でる心を育むことができる貴重な自然地となっています。

：災害時に荒川を復旧資機材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに活用されています。

2) これまでの成果

〈これまでの成果〉

- ・治水対策として「スーパー堤防化」「堤防の耐震向上対策」「緩傾斜化及び緑化」、平井水上バスステーションの設置により「船着場の整備」及び付近の「水際線の整備」、河川敷を多目的に利用するための「芝生系広場」「歩行者や自転車の斜路の整備」、自然観察の場としてワンドが整備され「スポーツグラウンドの中に水路、湿地などの小規模自然地の創出」が進められました。
- ・災害時の運輸拠点となる「船着場の整備」が進められました。また、防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。
- ・「大規模自然地」「中規模自然地」及びこれに伴う「スポーツグラウンドの再整備」、「水際線の整備」は、整備を実施中です。

〈取り組み課題〉

- ・水際線の整備については、干潟保全の重要な要素となる砂の沈殿の具合などを見極めた慎重な整備が必要となります。
- ・堤内地側は堤防が高く、法面がコンクリートのみのため、景観・環境に配慮した整備が望まれます。



平井ブロック付近の荒川（3.5km～6.0km）

3) ブロック別計画

〈ブロックの目標・整備方針〉

- ・ 既設の平井運動公園、小松川運動公園を良好に維持すると共に、ブロック上下流の自然系ゾーンとの調和を考慮し、グラウンドと共存できる親水性のある自然地を創出します。
- ・ 小松川ブロックに続く干潟を良好に保全します。

〈ブロックの取り組み内容（目標年次：概ね10年後を目指します）〉

- ・ 既存のスポーツグラウンドの境界部分に緑道を整備するなど水際へのアプローチをしやすい、親水性の向上を図ります。
- ・ 木下川排水樋管上流部は墨田区から続く自然系ゾーンの最下流端にあたることから、これに調和した自然保全地を創出します。
- ・ 平井水上ステーション上流の自然地部分については、低水護岸の再整備によりヨシ原と連続する多様な生物の生息場所として親水性のある自然保全地を創出します。
- ・ 高潮堤防の老朽化対策について、景観に配慮しつつ検討を進めていきます。



平井水上ステーション・低水護岸



下平井水辺の楽校

●ブロック別計画



(整備及び利活用内容)

①自然地の創出

- ・墨田区から続く自然系ゾーンに連続する自然保全地を創出する。



②スポーツグラウンドを活かし、自然地を創出

- ・スポーツグラウンドの位置は利便性を考慮して現状のままとし、自然保全地はその上流側とする。
- ・低水護岸の整備と共にヨシ原と連続する多様な生物の生息場所として親水性のある自然保全地を創出する。



③芝生広場の維持管理

- ・斜路は整備を終えている。
- ・子供たちの遊び場や散策など、憩いの場として現在の芝生広場を良好に維持する。これにより、駐車場の整備はとりやめることとする。



④水際へのアプローチ

- ・グラウンド境界に緑道を整備し、水際に出やすくすることで親水性の向上を図る。



図 12 ブロック別整備及び利活用計画（平井ブロック）

(3) 左岸（中堤）ブロック

1) ブロックの概況

○位置

：本ブロックは、荒川河口部から 5.7km 地点（JR 総武線下流付近）までの荒川左岸で、荒川と中川を仕切る中堤と呼ばれているところです。

○荒川へのアプローチ

：京葉道路（小松川橋上下流側）、新大橋通り（船堀橋上流側）及び葛西橋通り（葛西橋上下流側）から中堤にアプローチできる斜路があります。ただし、市街地とは中川によって大きく隔てられおり、堤内地からのアクセスは十分ではありません。

○周辺土地利用

：周辺の市街地は、ほぼ全域が密集した住宅地になっていますが、葛西橋通り（葛西橋）より下流の市街地では、高層の集合住宅や工場が多くなっています。また、新大橋通り（船堀橋）の上流には中川の水面を利用した競艇場があります。

○地域と荒川との関わり

：JR 総武線下流側では市民参加による「五色池」等が造られ、様々な生物が棲むことができるビオトープとなっており、自然観察や自然を利用した遊びを通じて子供たちの環境学習の場にもなっています。

また、中土手に自然を戻す市民の会により池周辺の草刈りやゴミ拾い等の管理も行われています。

：小松川橋上流および荒川大橋下流の一部が、現在土砂仮置き場として活用されています。

：災害時に荒川を復旧する資機材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに活用されています。

2) これまでの成果

〈これまでの成果〉

- ・河川利用のため「芝生系広場(小松川橋付近)」、「船堀橋から中堤への歩行者や自転車のための斜路」が整備されました。中堤へのアクセス性が向上し、自転車による通勤・通学経路として利用されています。
- ・自然地の向上として「干潟の保全」、「湿地性自然地(水路・池)の創出」として五色池、上の池、大杉池、小松川池の整備、災害時の運輸拠点となる「緊急用船着場の整備」が進められました。
- ・防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。
- ・芝生系広場(船堀橋付近)」は、未整備となっています。

〈取り組み課題〉

- ・全体として利用者が少なく、結果としてゴルフの練習をしている人がいるなど適正な利用がされていない箇所があります。
- ・下流部に設置されている消波ブロックの内側のヨシの増加や、ゴミが溜まることにより、干潟減少の原因となっています。



左岸中堤ブロック付近の荒川 (1.5km～4.0km)

●1996 江戸川区地区計画図

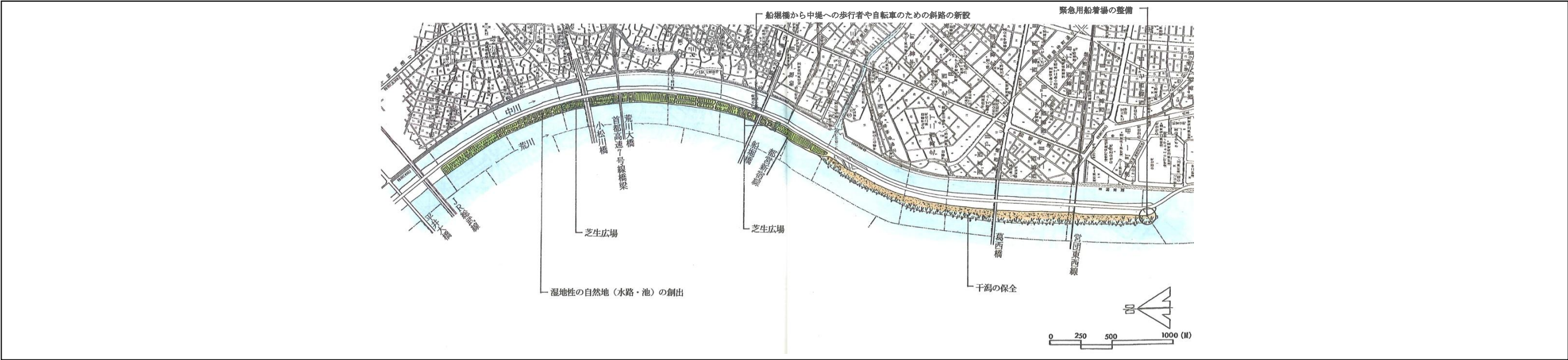


図 13 1996 江戸川区地区計画 (左岸 (中堤) ブロック)

●進捗状況図

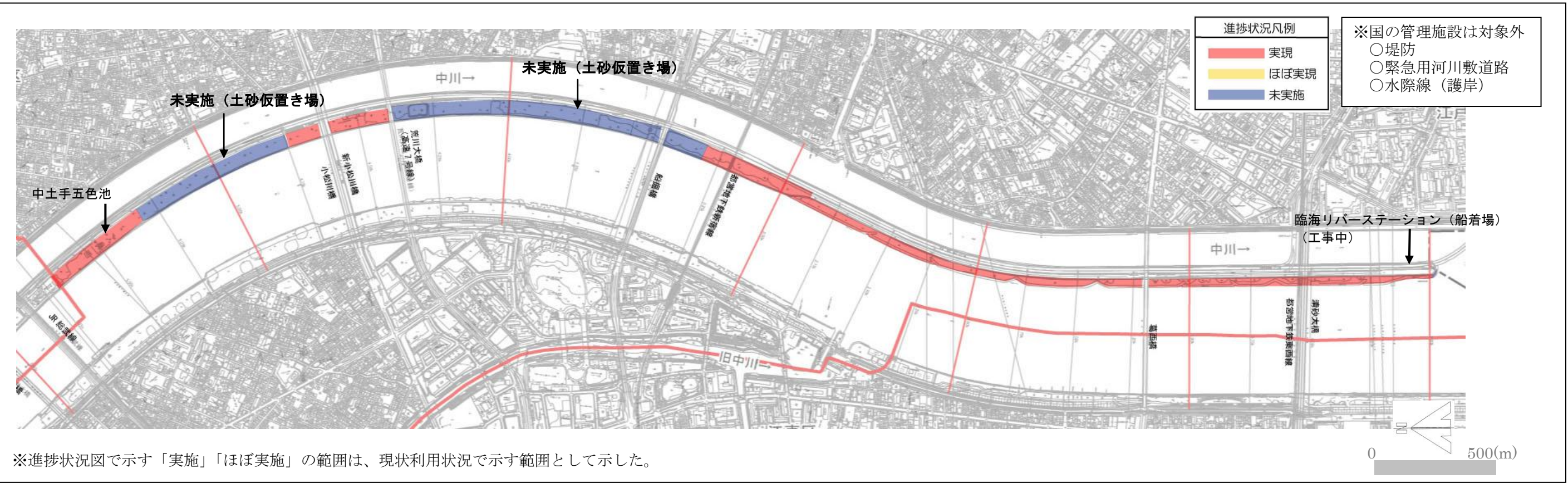


図 14 進捗状況図 (左岸 (中堤) ブロック)

3) ブロック別計画

〈ブロックの目標・整備方針〉

- ・ 中川によって市街地と隔てられていることを最大限に活かし、左岸(中堤)ブロック全体を自然系ゾーンと位置づけ、汽水域特有の植生や生物の生息環境を持つ自然地を保全します。
- ・ 市街地との連携や利用を考慮し、近づきやすく親しみのもてる水辺拠点の整備により中堤利用の活性化を図ります。

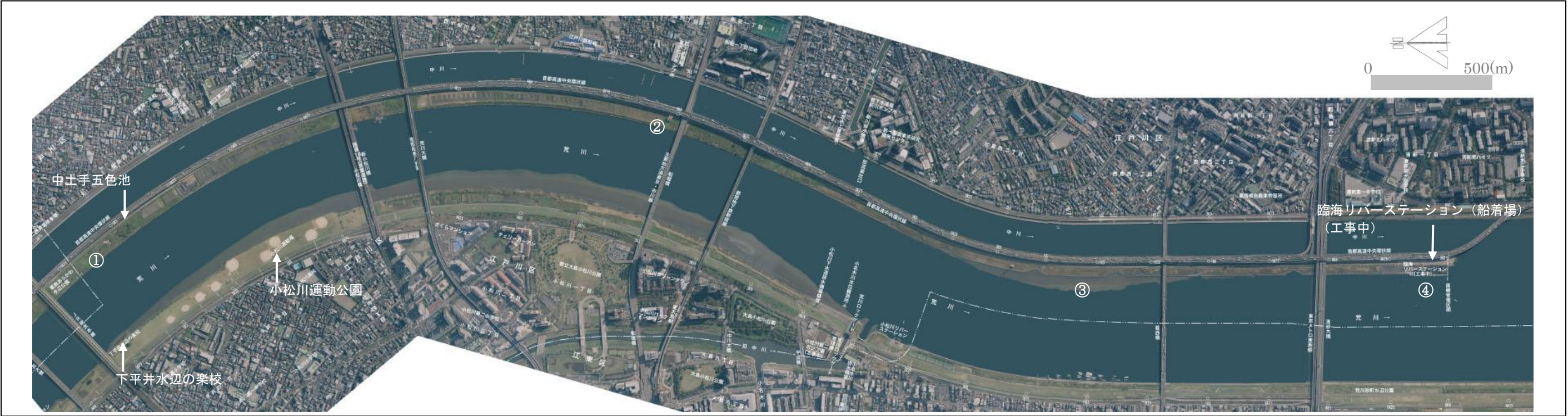
〈ブロックの取り組み内容（目標年次：概ね 10 年後を目指します）〉

- ・ 五色池の下流部分に自然公園を創出します。
- ・ 小松川橋上流および荒川大橋下流の土砂仮置き場は今後、自然地としていきます。
- ・ 既設護岸の一部を親水護岸として整備、またはワンドの創出により、親水性を高めます。
- ・ 中堤への入り口として、既に整備済みの小松川橋付近に加え、船堀橋のたもとを芝生広場として整備し、利用者の利便性を高めます。
- ・ ヨシ原を部分的に刈り、水際へのアクセスを向上させてゴミを拾い易くするなど、区民との協働により干潟やヨシ原の保全を図ります。
- ・ 災害時に荒川を復旧資機材や救援物資の輸送路として確保するため、緊急用船着場を整備します。



中堤（小松川橋付近）

●ブロック別計画



(整備及び利活用内容)

①五色池周辺における自然公園の創出

- ・五色池周辺において自然公園を創出する。
- ・利用に供するトイレの設置を行う。
- ・中堤へのアクセスの向上について検討する。



②芝生系広場の整備

- ・芝生広場の整備として、アクセスボードの内容の充実を図る。



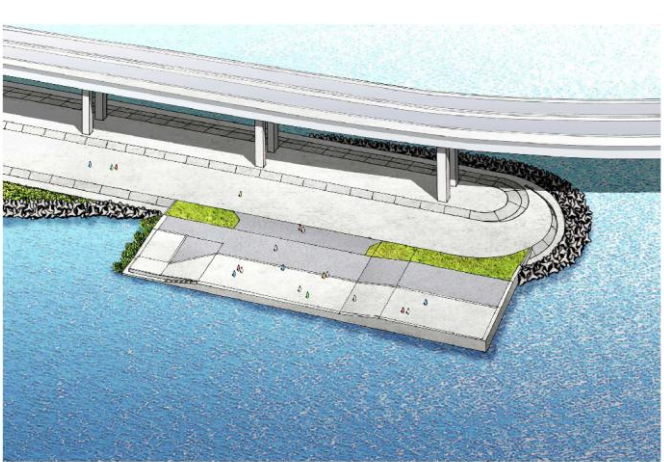
③干潟の良好な保全

- ・干潟の保全に向け、協働によるヨシの刈り取り、ゴミ清掃などを行う。



④防災用船着場（臨海リバーステーション）

- ・岸壁型の防災用船着場として整備する。



(臨海船着場イメージ)

図 15 ブロック別整備及び利活用計画（左岸（中堤）ブロック）

3. 荒川の維持・管理の考え方

「荒川将来像計画地区計画書（平成8年）」の実現に際しては、沿川市区民と沿川自治体による2市7区荒川市民会議が開催され、これをとおして各市区の荒川のあるべき姿が議論されてきました。

今後も荒川をより身近な川として親しみ、みんなで育んでいくことが大切です。このため、今後とも沿川市区民と沿川自治体・国との協働による計画の推進がますます重要です。

以上を受け第3章では、沿川市区民と沿川自治体や国のなすべき役割分担を明らかにするとともに、今後、荒川をどのように維持・管理するかを明らかにします。

3.1 基本的な考え方

3.1.1 管理計画策定の背景

河川敷は「荒川将来像計画地区計画書（平成8年）」に基づき整備が進められています。

河川敷はグラウンドや緑地・公園等として利用され、区民に親しまれている場所や、自然地として動植物の貴重な生息・生育の場となっている場所も多く、今後はこれらの河川敷・水辺を利用や環境、防災等に配慮して適性に管理していくことが一層重要となっています。

またこれからの川づくり計画は、単に創るためだけのものではなく、荒川を守り育ててゆく計画としても機能することが大切です。このため沿川自治体や河川管理者だけでなく、荒川を利用する区民の方々との協働により荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが重要です。

3.1.2 管理上の課題

現在の荒川下流部の河川敷は、干潟、草地、池や水路などの湿地等の自然地と、グラウンド、緑地・公園等の利用地に大別されます。

自然地では、維持管理が十分に行き届いていない箇所もあり、生物多様性の観点から外来種の侵入などによる生物種数の減少が懸念されています。また洪水時の漂着ゴミの放置や不法居住、ゴミの不法投棄などの問題も指摘され、良好な自然環境が形成されないことが課題となっています。

利用地としてのグラウンドや緑地・公園等では、河川敷のマナーが守られず、禁止区域でのゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ゴミの不法投棄等の迷惑行為・危険行為等の増加が課題となっています。

3.1.3 管理計画の手法

区民に様々に使われている荒川を維持するには、「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」及び「快適な利用の提供」の3つの目的からの維持管理が必要です。

「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」としては、治水機能の確保のための基本データの収集を行うとともに、河川区域における利用や環境にかかる変状の発見、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などが必要となります。

「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」としては、除草等の維持管理作業をはじめ、維持管理目標を満足するために実施すべき対策、河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応が必要となります。

「快適な利用の提供」としては、河川利用者の安全確保点検などの河川区域における利用や環境にかかる変状の発見や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などが必要となります。



荒川クリーンエイドによるゴミ拾い活動

3.2 行政と区民の役割

区民と行政が連携した管理を推進するためには、管理者と市民活動の役割分担を明確化し、区民が取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「市民活動と行政の連携の仕組みづくり」を構築することが必要となります。

このため国は河川管理者として、荒川下流部全体を見渡した視点から治水安全性の確保、利水、河川環境の保全のための取り組みを行います。

区は河川敷を利用する区民への行政サービスやまちづくりの一環としての視点から、占用地を中心に取り組みを行います。

区民は公共空間である荒川河川敷において、ゴミを捨てない、利用マナーを守ることが基本になります。

3.2.1 国土交通省（河川管理者）が行う維持管理

荒川の下流部において、災害に対する安全安心を確保し、自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進するため、以下の維持管理の取り組みを行っていきます。

河川の状態を把握するため、基礎データの定期的な蓄積として必要な測量、河道状況の把握、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などを行います。

また、維持管理水準を維持するために実施するべき対策としては、堤防除草、高水敷除草や集草等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕、地震や災害等の対応のためのソフト的項目及び対応に取り組んでいきます。

さらに、快適な利用の提供としては、護岸、斜路、散策路、などの施設に対する安全確保点検や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などを図ります。

3.2.2 江戸川区が行う維持管理

江戸川区は、荒川の河川敷のうち約 24ha を占有しており、この占有区域の維持管理を担当しています。占有区域の用途としては、大別して緑地とグラウンド等の 2 つになり、各々、年間の管理を行います。維持管理については、国、自治体、区民が協働で進めていきます。

3.2.3 区民が行う維持管理

区民が行う維持管理は、動植物調査等による情報提供、クリーン活動の実施、川の通信簿の実施、不法行為の監視などの、河川の状況を把握するための調査・見回り・定期点検や河川の維持管理水準を維持するために必要な活動が期待されます。

また、ワンド・ビオトープ等の管理や自然観察会等の実施などにより、河川敷を活用した快適な利用の促進が期待されます。

一方、市民活動として行われているクリーンエイド等によるゴミ拾い活動は河川美化に、五色池や下平井水辺の楽校等における自然観察はモニタリングに繋がっていると言えます。

国、江戸川区及び区民の役割分担は概ね以下のようになります。

表 4 維持管理の役割分担

管理の手法 ※治水のための管理項目	管理の主体		
	国	自治体	市区民
河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等			
○基本データ収集（測量）			
縦横断測量、平面測量（航空写真測量）、斜め写真撮影※	○		
○基本データ収集（河道状況把握）			
生き物の情報収集（鳥類の繁殖場調査、魚類・植物・両生類・爬虫類・哺乳類・陸上昆虫類調査、河川環境情報図の更新）	○	○	○
河川空間利用実態調査	○		
河川空間評価「川の通信簿」（国交省事業）の実施	○		○
外来種対策	○	○	○
水面利用の監視※	○		
○基本データ収集（水文調査）			
水位・水質観測※	○		
○河川区域等における不法行為の発見			
ホームレス等の不法行為・不法占用・不法工作物の監視※	○	○	
○日常的な河道・堤防等の巡視・点検・モニタリング			
日常的な河川巡視、堤防・護岸等の変状箇所における継続的モニタリング※	○		
維持管理水準を維持するために実施すべき対策			
○河川敷の清掃管理			
クリーンエイドの実施、ごみ・廃棄物の投棄監視、種類の集計、ゴミ処理	○	○	○
河川区域内の占用施設のごみ処理、トイレ、運動場等の清掃		○	○
○河川敷の植物管理			
高水敷の占用施設の除草・除草後の集草		○	
池・ワンド・ビオトープ、園地等の植物管理		○	○
○河川敷の施設管理			
トイレ、遊具、ベンチ、安全柵、看板、園路、運動施設等の整備・施設点検・修繕		○	
遊具の安全管理		○	
バリアフリー対策の実施	○	○	
連携による池・ワンド・ビオトープ、園地の管理（植物管理）	○	○	○
○維持管理目標を満足するために実施すべき対策			
河川構造物の修繕※	○		
○河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応			
住民（水防団）、自治体、国の連携した出水前・出水時の対応※	○	○	○
渇水時・水質事故時の対応※	○		
地震時の対応（緊急用河川敷道路、緊急用船着場の運用実施内容・方法、河川敷に避難した住民対応、津波情報発令時の河川管理者対応）	○	○	
その他（火災、テロ等の発生後、情報提供後の対応）	○	○	
快適な利用の提供			
○河川利用施設及び許可工作物の維持の確保			
河川利用者の安全確保点検（護岸、坂路、散策路、手すり、天端道路）	○	○	
○河川区域等における快適な利用			
利用情報（意向調査、苦情・要望、モニター等）の収集・提供	○	○	○
イベント、プログラムの実施（荒川の自然を使った工芸作品づくり、水辺の楽校等での自然観察会等）		○	○
防災施設の平常時利用（リバーステーション、緊急用河川敷道路等の活用）	○		
○利用指導			
荒川下流河川敷利用ルールの適正運用、周知	○	○	

3.3 河川敷の管理計画

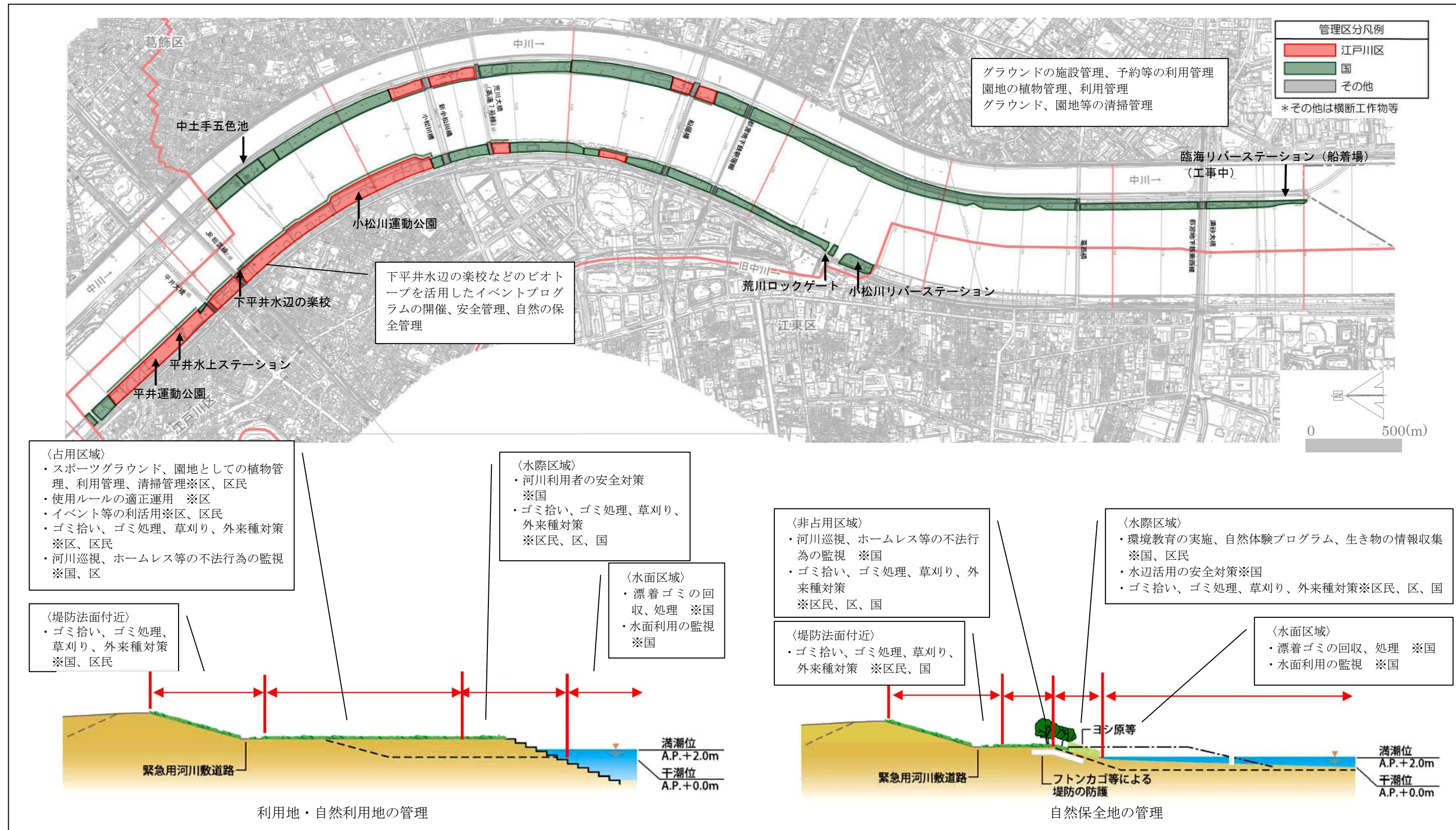


図 16 江戸川区河川敷管理区分図

3.4 自らできる川づくり支援の仕組み

荒川下流部の維持管理を進めていくためには、行政だけでは限界があり、市民との協働が必要となっています。

江戸川区では、「生きる喜びを実感できる都市」をめざし、家庭、地域が互いに助け、支え、教え、学び、育てあう「共育」のもとに、区民の皆様と区が手をたずさえて「協働」して取り組むという考えの下、自らできる川づくり支援のメニューを表 5 のとおりとし、江戸川区と国が取り組んでいきます。

表 5 自らできる川づくり支援の取り組み内容の一例

No.	取り組み	内容	担当部署
1	えどがわく・荒川市民会議の運営	会議の場で、区民が荒川のあるべき姿について討議するため円滑な運営を行う。	国：荒川下流河川事務所 調査課 江戸川区：土木部計画課
2	市民活動の場の提供	知水資料館の 3 階を開放して、活動の場を提供する。	国：荒川下流河川事務所
3	行政と区民の連携窓口の PR	行政と区民がスムーズな連携を行っていくため、行政側の連携や相談の窓口を積極的に PR する。	国：荒川下流河川事務所 江戸川区：土木部計画課
4	ボランティア保険加入のサポート	区民がボランティア活動を行う際の保険加入のサポート。	江戸川区：ボランティアセンター
5	活動にあたって必要な資機材等の提供	自然観察等を行う際の資器材（ライフジャケット、Eボート）の貸出。	江戸川区：土木部計画課
6	ゴミの回収・処分	ゴミ拾い活動により収集されたごみを回収し処分する。	国：荒川下流河川事務所 小名木川出張所 江戸川区：土木部計画課
7	河川敷を利用しているスポーツ団体との連携	河川敷を利用しているスポーツ団体と連携して良好な河川環境の維持に努める。	江戸川区：文化共育部 スポーツ振興課



花 畑

4. 計画の実施に向けて

地区別計画は、各地区における概ね 10 年後の姿を示しています。今後はその実現に向け、着実な推進をしていくことが必要です。このため推進に際しては、計画の着実な実行、社会情勢の変化に伴う新たな対応や課題解決のための計画の見直し・改善などにより、計画について再確認しつつ活動につなげていく体制づくりが大切です。

以上を受け第 4 章では、今後も地域とともに地区別計画を推進していける仕組みと計画変更プロセスを示します。

4.1 推進の仕組み

荒川将来像計画はこれまで、荒川市民会議の議論を踏まえて、沿川自治体の協力の下「荒川の将来を考える協議会」によって計画の推進を図ってきました。今後も地域との協働により地区別計画を推進していくことが重要です。

このため荒川市民会議や「荒川の将来を考える協議会」において、計画の評価システムとしての PDCA サイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。

内容の確認等をとおして、ブロックの土地利用計画や川づくり支援の取り組みについて変更の必要性が生じた場合は、課題等の分析を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

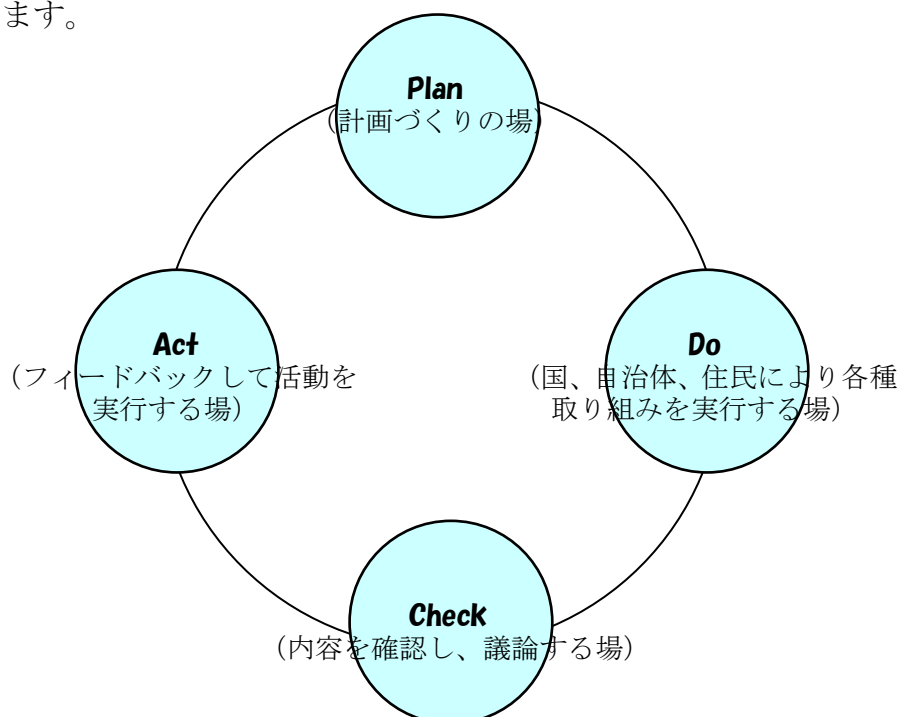


図 17 PDCA サイクルによる地区別計画の推進

4.2 計画の変更プロセス

地区別計画の策定後、変更の必要性が認められる場合は、荒川市民会議等の地域住民の意見聴取を行いながら作成していき、当計画の変更に当たっては、国や隣接する自治体と調整の上で、「荒川の将来を考える協議会」で承認を得た後、変更することとします。

4.3 計画書の周知

本地区別計画を市区民と行政の連携のもと推進するためには、本地区別計画を市区民に周知していく必要があります。このため、「荒川将来像計画 2010 地区別計画」の説明会の開催や市区での意見募集、市区の懇談会・タウンミーティング等での議題提供、荒川知水資料館での企画展示などによる周知を推進します。

■問合せ先■

荒川の将来を考える協議会 事務局

江戸川区役所 土木部計画課

TEL 03-5662-8393

国土交通省 荒川下流河川事務所 調査課

TEL 03-3902-2311（代表）